

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	障害福祉サービスにおける介護給付費等請求事務の委託及び障害福祉サービスシステムの外部結合について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】(介護給付費等請求事務の委託)

第14条第1項(個人情報の電子計算機処理の委託、電磁的媒体の提供を伴う委託、重要な個人情報の提供等を伴う委託、指定管理者に公の施設の管理を行わせる、再委託、派遣労働者を受け入れる)

【諮問】(障害福祉サービスシステムの外部結合)

第17条第1項第4号(電子計算機の外部結合)

(担当部課：福祉部 あゆみの家)
担当係 運営係 担当者 鈴木 内線(3691)

事業の概要

事業名	障害福祉サービス（あゆみの家及び子ども発達センター）
担当課	あゆみの家
目的	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供
対象者	知的障害者、身体障害者及び障害児
事業内容	<p>あゆみの家として</p> <ol style="list-style-type: none">1 知的障害者及び身体障害者への生活介護サービスを提供している。2 知的障害者及び身体障害者への短期入所サービスを提供している。 <p>子ども発達センターとして</p> <ol style="list-style-type: none">1 障害児への児童デイサービスを提供している。

件名 障害福祉サービスにおける介護給付費等請求事務の委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	あゆみの家	委託先	東京都国民健康保険団体連合会
登録業務の名称	障害福祉サービス		
情報はどのような媒体 に記録されているか	電磁的媒体(障害者自立支援システム用パソコン)	情報はどのような媒体 で提供するのか、取 扱わせるのか	電磁的媒体(障害者自立支援給付 請求等システムサーバー)
保有している 情報項目	<p>1 利用者情報 氏名、生年月日、性別、住所、 電話番号、障害情報(受給者証番 号、障害種別、障害程度区分、認 定期間)、支給決定情報(サービ ス種別、支給量、支給決定期間)、 利用者負担情報(利用者負担割 合、負担上限月額、適用期間)、 契約情報(契約年月日、契約量)、 利用情報(利用日、利用時間、利 用量、利用総費用、利用者負担 額)、その他障害福祉サービス情 報(上限管理情報等)</p> <p>2 1の世帯員情報 保護者氏名、生年月日、性別、続 柄、住所、電話番号</p>	左欄の保有情報のう ち、業務委託に伴い 提供する項目又は 処理を依頼する項目	<p>事前セットアップ情報 (平成19年9月に提供) 氏名、障害情報、支給決定情報、 保護者氏名 随時情報(毎月1回提供) 氏名、受給者証番号、利用者負 担情報、利用情報、その他障害 福祉サービス情報</p>
委託の理由	<p>国民健康保険団体連合会に事務を委託することで、請求・審査・受領の事務の効率化を図ることが可能となるため。</p> <p>なお、当該事務の委託については、障害者自立支援法第29条第8項により、委託できるものと規定されている。</p> <p>また、当該事務の委託については、国(厚生労働省)が推奨(指示)しているものであり、障害者福祉課が国保連合会に支払業務委託をすることとなっている。</p>		
委託内容	介護給付費の請求・審査・受領に関する事務		
委託の開始時期及び 期限	平成19年9月 から 以降継続 (本稼働は、平成19年10月から)		
委託にあたり区が行う 情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」 を付す。	受託事業者としての 情報保護対策	<p>「東京都国民健康保険団体連合 会個人情報の保護に関する規則」 「東京都国民健康保険団体連合 会電子計算処理データ保護規程」 「情報セキュリティポリシー」 「情報プライバシーポリシー」の 遵守</p>

件名 介護給付費等請求事務委託による、障害者自立支援システム の外部結合について

保有課 (担当課)	あゆみの家
登録業務の名称	障害福祉サービス
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>障害福祉サービス利用者の 氏名、障害情報(受給者証番号、障害種別、障害程度区分、認定期間)、支給決定情報(サービス種別、支給量、支給決定期間)、保護者氏名、利用者負担情報(利用者負担割合、負担上限月額、適用期間)、利用情報(利用日、利用時間、利用量、利用総費用、利用者負担額)、その他障害福祉サービス情報(上限管理情報等)</p>
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	<p>新宿区の障害福祉サービスに係る介護給付費等支払事務が国民健康保険団体連合会に委託されるため、同時に事業所(あゆみの家)の請求事務を委託する。この業務委託に伴い、あゆみの家の障害福祉サービスシステムの外部結合を行い、介護給付費の請求を伝送によるデータ受け渡し(インターネット利用)で行うこととする。請求事務を伝送処理することにより効率化が図れる。</p> <p>なお、国(厚生労働省)は電磁媒体でのデータ受渡ではなく、原則として伝送によるデータ受渡を推奨(指示)している。</p>
結合の形態	<p>障害福祉サービス用パソコンをインターネット回線により、国民健康保険団体連合会のシステムに結合する。</p> <p>(別添「資料」参照)</p>
結合の開始時期と期間	平成19年9月 から 以降継続 (本稼働は、平成19年10月から)
情報保護対策	<p>伝送されるデータについては、伝送セキュリティソフトや暗号化により漏洩・盗用・改ざん等を防止する。(電子証明書を利用する。)</p> <p>データ伝送処理は、ID・パスワードによるアクセス制限を設ける。</p>

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。